

● 条例の対象施設、整備基準

◇対象施設及び規模一覧

対 象 施 設 (下線が法委任規定による追加施設)	新築、増築、改築を行う床面積の合計	
	第4章（バリアフリー法に基づく法委任規定）（注1）	第3章（施行規則）
学校（注2） 病院又は診療所 集会場又は公会堂 <u>福祉施設（保育所、児童福祉施設等）</u> （注2、3） 老人ホーム、福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 官公署、銀行等 博物館、美術館又は図書館 車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	<u>500 m²以上</u>	全て
百貨店、マーケットその他の物品販売業の店舗 飲食店 理髪店等のサービス業の店舗		200 m ² 以上
公衆浴場		500 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場 展示場 遊技場	<u>1,000 m²以上</u>	1,000 m ² 以上 一部の整備基準は 300 m ² 以上が対象
ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設		1,000 m ² 以上
共同住宅（注2）	2,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上
自動車の停留又は駐車のための施設		駐車場法で規定する 500 m ² 以上の施設
公共用歩廊		対象外
公衆便所	50 m ² 以上	全て
第3章のみの対象施設 事務所、工場（1,000 m ² 以上）、地下街（全て） など		

注1：用途変更及び仮設建築物は規模の引下げを行わず法の規定により 2,000 m²以上とする。

注2：全ての仮設建築物を除く。

注3：規則で定めるものを除く。（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）